

第4回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和4年1月25日（火） 13:30～17:05
2. 開催場所：日本電気協会 B会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員長代理】 熊田〔東京大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
 - 早田〔電気事業連合会〕
 - 芝田〔電気保安協会全国連絡会〕
 - 高本〔(一社)日本電機工業会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 首藤〔(株)社会安全研究所〕
 - 中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 橋詰〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 【オブザーバー】 中川、吉川〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林（幸）、小林（信）、永野〔(一社)日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 資料番号に下線が付いているものは、資料を配付せず画面投影のみ。

- 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和4年1月25日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第3回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
- 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
- 資料 No.3-1 JIS H 3300(2018)「銅及び銅合金の継目無管」の改定に関する全体評価書（案）
- 資料 No.3-2 JIS H 3300(2018)「銅及び銅合金の継目無管」
- 資料 No.4-1 JIS T 1022(2018)「病院電気設備の安全基準」の改定に関する全体評価書（案）
- 資料 No.4-2 JIS T 1022(2018)「病院電気設備の安全基準」
- 資料 No.5-1 JIS B 8210(2017)「安全弁」の改定に関する全体評価書（案）
- 資料 No.5-2 JIS B 8210(2017)「安全弁」

- 資料 No.6-1 JIS B 8265(2017)「圧力容器の構造— 一般事項」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.6-2 JIS B 8265(2017)「圧力容器の構造— 一般事項」
- 資料 No.7-1 JIS G 3352(2014)「デッキプレートの材質」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.7-2 JIS G 3352(2014)「デッキプレートの材質」
- 資料 No.8-1 JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.8-2 JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」
- 資料 No.9-1 JIS C 3410(2018)「船用電線」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.9-2 JIS C 3410(2018)「船用電線」
- 資料 No.10-1 JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100Hzの交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に関する要求事項」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.10-2 JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100Hzの交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に関する要求事項」
- 資料 No.11-1 JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.11-2 JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」
- 資料 No.12-1 JIS K 7350-1(2020)「プラスチック—実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.12-2 JIS K 7350-1(2020)「プラスチック—実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」
- 資料 No.13-1 JIS G 3101(2020)「一般構造用圧延鋼材」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.13-2 JIS G 3101(2020)「一般構造用圧延鋼材」
- 資料 No.14-1 JIS G 3106(2020)「溶接構造用圧延鋼材」の改定に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.14-2 JIS G 3106(2020)「溶接構造用圧延鋼材」
- 資料 No.15 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJIS規格との関連付けに関する要請(経済産業省への要請文書)
- 資料 No.16-1 JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.16-2 JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」
- 資料 No.17-1 JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.17-2 JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」

- 資料 No.18-1 JESC E6002 (2011)「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.18-2 JESC E6002 (2011)「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」
- 資料 No.19-1 JESC E6003 (2016)「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.19-2 JESC E6003 (2016)「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」
- 資料 No.20-1 JESC E6004 (2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.20-2 JESC E6004 (2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」
- 資料 No.21-1 JESC E6005 (2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の定期確認に関する全体評価書 (案)
- 資料 No.21-2 JESC E6005 (2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」
- 資料 No.22 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請 (経済産業省への要請文書)

参考資料 1 第 114 回日本電気技術規格委員会 議事要録 (案)

参考資料 1-2 第 113 回日本電気技術規格委員会 議事要録

参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準 (電気設備に関するもの) への適合性確認のプロセスについて (内規) の制定について

参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 4 民間規格等制改定プロセス評価委員会 今後の開催予定

5. 議事要旨 :

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名 (委任状と代理出席者を含む。)、であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名 (委員総数の 3 分の 2 以上) を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会 (以下、「プロセス評価委員会」という。) の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 中川課長補佐、吉川係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらなことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 3 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 2 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、中村委員の所属を新しい内容に修正し、C4 を Q8、C5 を Q9 にそれぞれ修正することを条件に、議事要録は承認された。

(質問 Q、回答 A、コメント C)

C1 : P1、中村委員は所属が変更となっているため、新しい内容に修正すること。

Q1 : P4、「5-6. 全体評価書（案）の審議について」の項目で、プロセス評価委員会とは直接関係は無いが、「電技解釈をより使いやすくする為に一般的な質問についても対応すべきと考えている。もし可能であれば事務局の方で確認いただきたい。」との質問に対し、「A8 : 承知した。」とあるが、確認をしたのか。

A1 : 前任者からの引き継ぎ不足で、確認をしていなかった。確認をして、次回の議事要録に結果を記載する。

※ 追記 : 電技解釈は、経済産業省が制定しているため、JESC は、電技解釈に書かれていない内容について判断する立場にない。JESC は、民間規格の技術的内容について確認をする場である。従って、一般的な質問についての対応は難しい。

Q2 : 前回の委員会の際、「ホームページのパブリックコメントの結果について、規格毎にプロセスを評価しているので、それぞれのアセス件数を確認できるようにした方がよいと考える。今後の検討課題としていただきたい」とコメントした。しかし、ずっとこのままで良いとは考えていないため、前向きに検討してほしい。

A2 : ホームページは外部の業者にメンテナンス等を依頼している。外部の業者に確認し、金額的に対応が出来る場合は実施することを考えている。次回の委員会で対応の可否について報告する。

5-5. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 22 に基づき、全体評価書（案）について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に承認された。なお、指摘事項の反映に伴う全体評価書（案）の修正の取り扱いは、委員長一任とした。

全体評価書は、要請書に添付し国へ提出することとした。

- JIS H 3300(2018)「銅及び銅合金の継目無管」の改定に関する全体評価書
- JIS T 1022(2018)「病院電気設備の安全基準」の改定に関する全体評価書
- JIS B 8210(2017)「安全弁」の改定に関する全体評価書
- JIS B 8265(2017)「圧力容器の構造— 一般事項」の改定に関する全体評価書
- JIS G 3352(2014)「デッキプレートの材質」の改定に関する全体評価書
- JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」の改定に関する全体評価書
- JIS C 3410(2018)「船用電線」の改定に関する全体評価書
- JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに 1Hz～100Hz の交流磁界及び交流電界の測定—第 1 部：測定器に関する要求事項」の改定に関する全体評価書
- JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」の改定に関する全体評価書
- JIS K 7350-1(2020)「プラスチック—実験室光源による暴露試験方法 第 1 部：通則」の改定に関する全体評価書
- JIS G 3101(2020)「一般構造用圧延鋼材」の改定に関する全体評価書
- JIS G 3106(2020)「溶接構造用圧延鋼材」の改定に関する全体評価書
- JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E6002(2011)「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E6003(2016)「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E6004(2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E6005(2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の定期確認に関する全体評価書

(質問 Q、回答 A、コメント C)

Q1：資料No.2、P56 の現行欄の記載と P57 の適用欄の記載の整合が取れていないのではないか。

A1：現行欄の規格の改定は、1988 年となっている。一方、新しい規格の改定は、2017 年となっている。章や項目の構成が変わっているため、適用欄の記載で正しいのではないか。

※ 追記：確認した結果、章や項目の構成が変わっており、適用欄の記載は正しかった。

- C1：資料No.2、P45 適用欄の「の規定に規定する」を「規定する」に修正すること。
- Q2：第 113 回日本電気技術規格委員会 議事要録が配付資料に入っていないのではないか。
- A2：議事次第の「参考資料 1 第 113 回日本電気技術規格委員会 議事要録」は、「第 114 回 日本電気技術規格委員会 議事要録（案）」の誤りであるため、修正する。
また、第 113 回日本電気技術規格委員会 議事要録は配付漏れのため、参考資料 1-2 として後日配付する。
- ※ 追記：1 月 25 日にホームページへアップロードした。
- Q3：資料No.9-1、P4、6.、確認内容欄の関連基準解釈において、「第三号」が記載漏れではないか。
- A3：記載漏れのため「第三号」を追記する。
- Q4：評価プロセスに関係が無いかも知れないが、JIS の改定があったから今回 12 件が審議対象となっているのか。JIS の日付を見ると改正日が古いものがあるが、どの様に考えたら良いのか。
- A4：JIS 規格は標準で 5 年に 1 回見直しが行われる。改正となれば年号が更新されるが、確認のみの場合は年号が更新されず前と同じままとなる。このため、年号にばらつきがある。
- Q5：改定を行った JIS は他にもあると思われる。JIS を選定した理由は何か。
- A5：今までは電技解釈で JIS 規格を指定していたが、国の性能規定化を明確にするためには、リスト化の作業が必要となる。今回審議対象となっているのは、経済産業省の委託事業により調査した規格であるため、JIS の年号には幅がある。
- A5：電技解釈に引用している JIS は多く、全ての JIS を審議した場合は件数が多くなるため、経済産業省で毎年計画を立てて選定している。
- Q6：リスト化をすれば JIS の年号は関係なくなるということか。
- A6：その通り。
- Q7：プロセスを評価するのに当たり、全体評価書の I. 審議経緯「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄に「コメントなし」と書かれている。何もコメントがなければ、きちんと評価されていないのではないか。
- A7：評価内容に問題がある場合は、委員からコメントがある。逆に言えば、コメントがない場合は、問題がなく承認されたと理解している。誤解を生じないようにするため、今後は「主なコメントはなし」ではなく、「コメントなしで承認された」と記載する。
- Q8：JESC の配付資料に誤記があった場合でも、そのままプロセス評価委員会の配付資料となっている。JESC できちんと評価がされているのか。
- A8：委員会での審議はきちんと行われていると考える。誤記は、事務局のチェックミスによるものである。誤記があるのは良くないが、プロセス評価委員会では別の観点からチェックできるので良い。

- Q9：JESC 資料をプロセス評価委員会資料に転記する際の誤記と、JESC 資料に元々あった誤記を仕分けて頂きたい。前者であれば、プロセス評価委員会で良しとするが、後者であれば、持ち回りでも良いので JESC で再確認し、委員長に判断して頂きたい。
- A9：資料No.3-1 を例に説明すると、全体評価書(案)の「Ⅰ．審議経緯」、「Ⅱ．「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認」、資料 C（委員名簿）及び資料 D（公告の結果）は事務局が作成した部分、資料 A（技術評価書）及び資料 B（民間規格等作成機関の資料）は、JESC の委員会資料である。従って、資料 A 又は資料 B に誤記があれば JESC での誤記、それ以外であれば転記した際の誤記となる。
- C2：資料No.9-1、P7 資料 A、1. ②関係する基準解釈 において、「第三項」が記載漏れである。
- Q10：資料No.9-1、P7 資料 A、1. ②関係する基準解釈は、JESC での審議資料の部分であるが、資料を作成したのは委員会であるのか。
- A10：資料 A は事務局が作成した。なお、資料 B は審議依頼元である JEA 電技関連規格調査会が作成している。JESC では時間の制約があるため、電技解釈改正案の新旧対照表を中心にしながら審議している。新旧対照表では、第三項が記載されているため、1. ②関係する基準解釈の箇所について、記載漏れの指摘が無かったと考えられる。
- Q11：資料 A の「第三項」が記載漏れについては、JESC の委員長に修正をして良いかどうかを確認する。ご了承を頂ければ資料 A を修正し、修正後の資料を各委員へ配付するという対応ではいかがか。
- A11：その対応で良い。今回の記載漏れは、JESC で議論されていなかったのではないことが確認できたため、審議のプロセス上に瑕疵があったのではないと判断出来る。但し、この解釈で間違っていないかどうかを JESC 委員長に確認をして頂きたい。また、今後同様な事が起こらない様に、慎重にチェックをしてもらいたい。
※追記：事務局から JESC 委員長に確認し、上記の解釈で誤っていないことを確認したため、資料の修正等の対応を行った。
- C3：本委員会では、評価書の内容に誤記があった場合に修正するのが 1 つの役割である。
- Q12：全体評価書のⅠ．審議経緯「3．委員会の主な意見及び対応」の説明欄が「主なコメントなし」では、どの程度深くまで議論したのかが見えない。次回からは、賛成理由や誤記等、コメントがあれば細かい内容であっても記載して頂きたい。記載していれば、議論の内容が推察できる。細かいコメントを記載することは可能であるのか。
- A12：可能である。
- Q13：JESC の議事録は公開されているか。
- A13：JESC のホームページで公開している。

Q14：あまりに細かいコメントを書いてしまうと、問題があることも懸念されるが、大丈夫であるか。

A14：JESCの議事録であれば公開しているため、問題がある内容は書かれていないと考えている。プロセス評価委員会の資料において、議事録に書かれていない内容も記載可能であるが、記載方法を工夫したい。

C4：審議対象が規格の改正を伴ったり、新技術の取り入れ等が行われたりする場合は、活発な議論が行われると思うが、規格の改定を伴わない場合は、あまりコメントは出ない。

Q15：4. 定期確認結果において「問題がないことを確認したため」とあるが、多少の問題があっても取り上げる程の問題は無かったというニュアンスに取れる。曖昧な表記ではないか。

A15：内容に問題は無かったが、以前からの表記を踏襲している。

Q16：表記方法についてのルールが無ければ、曖昧な表記にならない様に、明確に記載して欲しい。

A16：表記方法に決まりは無いため、今後は分かり易い表記にしていく。

6. その他

6-1. 今後の開催予定

事務局より、今後のプロセス評価委員会の開催予定について説明があった。
なお、日程は調整の上決定することとした。

6-2. 電技解釈の改正予定について

吉川オブザーバーより、4月1日に電技解釈の改正を予定しているとの情報提供があった。

以 上